

報道関係者 各位

令和4年11月29日(火)

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部監督課

課 長 榎村 竜太

主任監察監督官 生木谷 忠司

電話番号 048-600-6204

令和3年の労働基準関係法令に関する監督指導の実施結果

～ 定期監督等実施事業場数は2,023事業場で、約7割の事業場に法違反～

く ち ら し ゅ ん じ

埼玉労働局(局長 久知良 俊二)は、令和3年(1月～12月)に県内の労働基準監督署が実施した監督指導(注1)の実施結果を取りまとめたので公表します。

定期監督等を、2,023事業場に対して実施し、1,381事業場(68.3%)で何らかの労働基準関係法令違反が認められました。違反項目別では、労働時間が最も多く、次いで、安全基準、割増賃金などとなっています。

また、労働者からの法違反の是正を求める申告については、新規受理が759事業場で昨年よりも149事業場(16.4%)減少しました。申告事項別では、賃金不払が大半を占め、次いで、解雇、労働時間等などとなっています。

埼玉労働局では、引き続き、長時間労働等の労働条件や安全衛生上の問題が認められる事業場に対して、監督指導を実施し、全ての働く方が安全で安心して働くことができる社会の実現を目指します。

【実施結果のポイント】

○ 監督指導事業場数

定期監督等	2,023事業場	(計画に基づく監督、災害時の監督)
申告監督	662事業場	(法違反の是正を求める申告に基づく監督)
再監督	170事業場	(法違反の是正を確認するための監督)

○ 定期監督等の違反状況【表1】【表2】

2,023事業場のうち、1,381事業場(68.3%)で何らかの法違反が認められました。違反項目は、労働時間(427)、安全基準(360)、割増賃金(335)、健康診断(308)、年次有給休暇(182)、就業規則(178)、労働条件の明示(167)等でした。

○ 申告処理状況【表3】

被申告事業場数は、新規受理が759事業場で昨年よりも149事業場(16.4%)減少しました。

申告事項は、賃金不払(632)、解雇(100)、労働時間等(23)、安全衛生(22)等でした。(注2)

また、申告監督を662事業場に対して実施し、444事業場(67.1%)で法違反が認められました。

※定期監督、申告処理における違反事例・是正事例は、別紙のとおりです。

(注1)「監督指導」とは、労働基準監督官が労働基準法等に基づき、事業場に立ち入るなどにより調査、指導を行うことをいい、法違反を認めた場合には、是正勧告又は使用停止等処分を行っています。

(注2)1件の申告で「賃金不払」、「解雇」など複数の申告内容が含まれる場合があります。

【表 1】 定期監督等の違反状況 主な違反事項別事業場数

	H29	H30	H31/R 1	R 2	R 3	
定期監督等 実施事業場数	1,962	2,806	2,744	2,817	2,023	
違反事業場数	1,382 (70.4%)	1,902 (67.8%)	2,009 (73.2%)	2,069 (73.4%)	1,381 (68.3%)	
主な 違反 事項	労働条件明示 (労基法15条)	265 (13.5%)	324 (11.5%)	358 (13.0%)	411 (14.6%)	167 (8.3%)
	労働時間 (労基法32条)	677 (34.5%)	767 (27.3%)	800 (29.2%)	724 (25.7%)	427 (21.1%)
	割増賃金 (労基法37条)	316 (16.1%)	393 (14.0%)	515 (18.8%)	551 (19.6%)	335 (16.6%)
	年次有給休暇 (労基法39条)	1 (0.1%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	67 (2.4%)	182 (9.0%)
	就業規則 (労基法89条)	209 (10.7%)	250 (8.9%)	318 (11.6%)	355 (12.6%)	178 (8.8%)
	安全基準 (安衛法20条等)	229 (11.7%)	396 (14.1%)	395 (14.4%)	403 (14.3%)	360 (17.8%)
	健康診断 (安衛法66条等)	—	—	316 (11.5%)	412 (14.6%)	308 (15.2%)

※労基法：労働基準法、最賃法：最低賃金法、安衛法：労働安全衛生法

※上段は違反のあった事業場数、下段カッコ内は違反率。
(違反率＝違反事業場数／定期監督等実施事業場数)

※1件の監督で「労働条件明示」、「労働時間」など複数の違反内容が含まれる場合がある。

※「健康診断」は、H31/R1から統計の取り方を変更したため、H29、H30の件数を計上していない。

【表2】令和3年の定期監督等の違反状況 主な業種別違反事業場数

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	
定期監督等 実施事業場数	524	551	166	287	165	65	
違反事業場数	393 (75.0%)	357 (64.8%)	121 (72.9%)	199 (69.3%)	108 (65.5%)	37 (56.9%)	
主な 違反 事項	労働条件明示 (労基法15条)	56 (10.7%)	10 (1.8%)	29 (17.5%)	33 (11.5%)	8 (4.8%)	7 (10.8%)
	労働時間 (労基法32条)	132 (25.2%)	26 (4.7%)	78 (47.0%)	70 (24.4%)	33 (20.0%)	14 (21.5%)
	割増賃金 (労基法37条)	107 (20.4%)	23 (4.2%)	45 (27.1%)	56 (19.5%)	41 (24.8%)	11 (16.9%)
	年次有給休暇 (労基法39条)	42 (8.0%)	14 (2.5%)	33 (19.9%)	43 (15.0%)	14 (8.5%)	7 (10.8%)
	就業規則 (労基法89条)	59 (11.3%)	10 (1.8%)	13 (7.8%)	42 (14.6%)	12 (7.3%)	13 (20.0%)
	安全基準 (安衛法20条等)	156 (29.8%)	164 (29.8%)	10 (6.0%)	14 (4.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	健康診断 (安衛法66条等)	122 (23.3%)	17 (3.1%)	46 (27.7%)	57 (19.9%)	16 (9.7%)	13 (20.0%)

※労基法：労働基準法、最賃法：最低賃金法、安衛法：労働安全衛生法

※上段は違反のあった事業場数、下段カッコ内は違反率。
(違反率=違反事業場数/定期監督等実施事業場数)

※1件の監督で「労働条件明示」、「労働時間」など複数の違反内容が含まれる場合がある。

【表 3】 申告処理状況

		H29	H30	H31/R 1	R 2	R 3
新規受理件数		1,133	1,167	963	908	759
主な申告事項	賃金不払	965	974	818	747	632
	解雇	166	157	120	115	100
	労働時間等	47	45	47	21	23
	安全衛生	16	15	15	14	22

※1件の申告で「賃金不払」、「解雇」など複数の申告内容が含まれる場合がある。

定期監督、申告処理における違反事例・是正事例

(1) 労働時間（参考資料1参照）

【典型的な違反事例】

- ・ 36 協定の届出を行わずに時間外労働を行わせた。
- ・ 36 協定で定めた時間を超えて時間外労働を行わせた。

(注)「36 協定」とは、労働基準法第 36 条の規定に基づく労使協定をいう。

【是正事例】

① A 社（製造業、中小企業）

指導内容：1 か月当たりの時間外・休日労働時間数が 80 時間を超える労働者が 8 名（うち 100 時間を超える労働者が 3 名、**最長：115 時間**）認められたことから、36 協定で定めた時間を超えないこと等を指導するとともに、時間外・休日労働時間数を削減するように指導した。



改善結果：月単位の生産予定の提出と計画的な生産を取引先に依頼する、1 日の生産可能数を見直して受注可能数を取引先と調整する、納期延長の協力を取引先に求める、特定の労働者に作業が集中しないように作業分担の見直しを図る、有給休暇の取得促進を図るなどの対策を講じたことで、1 か月当たりの時間外・休日労働時間数が **45 時間以内**と長時間労働が解消された。

② B 社（運送業、中小企業）

指導内容：1 か月当たりの時間外・休日労働時間数が 80 時間を超える労働者が 2 名（うち 100 時間を超える労働者が 1 名、**最長：101 時間**）認められたことから、36 協定で定めた時間を超えないこと等を指導するとともに、時間外・休日労働時間数を削減するように指導した。



改善結果：運行時間が長い配送コースについて、複数の労働者で運行するように業務内容の見直しを図る、人員の増員を図るなどの対策を講じたことで、1 か月当たりの時間外・休日労働時間数が **45 時間以内**と長時間労働が解消された。

(2) 割増賃金（賃金不払残業）

【典型的な違反事例】

- ・ 時間外労働、休日労働、深夜労働に対して割増賃金を支払期日に正しく支払わなかった。

【是正事例】

① C 社（製造業、中小企業）

指導内容：早出の労働に対する割増賃金、週の法定労働時間（40 時間）を超える労働に対する割増賃金を支払っていないため、不足額の支払いを指導した。



改善結果：対象者 **79 名**の労働者に対して、**不足額合計約 252 万円**を支払った。また、早出の労働、週の法定労働時間を超える労働に対する割増賃金を支払うこととした。

② D 社（商業、大企業）

指導内容：労働者が自己申告した時間外労働の終業時刻と勤怠システム上の退勤時刻の間に乖離が認められたことから、労働時間の適正な把握と労働時間の実態調査を行った上で不足額の支払いを指導した。



改善結果：**37 名**の労働者に対して、**不足額合計約 101 万円**を支払った。管理者が時間外労働の申請時間と退社時間の相違の状況を確認し、早期に乖離の把握・解消を行うこととした。

(3) 年次有給休暇 (参考資料1 参照)

【典型的な違反事例】

- ・年次有給休暇の付与日数が10日以上の労働者に対し、年次有給休暇発生日から1年以内に、5日の年次有給休暇を取得させていなかった。

【是正事例】

E社 (小売業、大企業)

指導内容：年次有給休暇の付与日数が10日以上の労働者に対し、5日について、年次有給休暇発生日から1年以内に、時季を指定して付与するように指導した。



改善結果：勤怠システムで年次有給休暇の付与から6ヶ月経過しても取得日数が5日に達していない場合、勤怠打刻画面にアラートが出るように設定する、所属長に対して所属労働者の取得の進捗状況を知らせる対策を講じたことで、5日の年次有給休暇の取得が図られた。

(4) 安全基準 (参考資料2 参照)

【典型的な違反事例】

- ・作業場所の広さ、荷の種類、形状等に適応する作業計画を定め、フォークリフトによる作業を行わせた。
- ・墜落防止措置を講じることなく、高さ2メートル以上の箇所で行わせた。

【是正事例】

① F社 (運送業)

指導内容：作業計画を定めた上、フォークリフトによる作業を行わせるように指導した。



改善結果：フォークリフトの運行経路を明確化した作業計画を定め、フォークリフトと労働者の接触防止が図られた。

② G社 (建設業)

指導内容：墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、手すりを設けるように指導した。



改善結果：即時に手すりが設置され、労働者の墜落防止が図られた。

(5) 健康診断

【典型的な違反事例】

- ・常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行っていない。
- ・健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師から意見聴取を行っていない。

主な労働基準関係法令



時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第6項第2、3号）

平成31年4月1日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも

- ・ 時間外労働・・・年720時間以内
 - ・ 時間外労働＋休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内
- とする必要があります。

法律による上限 (特別条項/年6か月まで)

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間*
- ✓月100時間未満* ※休日労働を含む

法律による上限 (限度時間の原則)

- ✓月45時間
- ✓年360時間

法定労働時間 * 1年単位の変形労働

- ✓1日8時間 時間制の場合
- ✓1週40時間 月42時間、年320時間

- ◆以下の事業・業務は、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。
- ・ 建設事業
 - ・ 自動車運転の業務
 - ・ 医師
 - ・ 鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。）
- ◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。



年5日の年次有給休暇の確実な取得（労働基準法第39条第7項）

年休が10日以上付与される労働者について、年5日の年休を取得させなければなりません。

- ☞ 年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、取得時季を指定して取得させなければなりません。
- ☞ 時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければなりません。
- ☞ 既に5日以上有給休暇を請求・取得している場合には、時季指定をする必要はなく、また、することもできません。
- ☞ **年休管理簿を作成しなければなりません。**

ちゃんと守れていますか？



フォークリフト

4つの安全ルール

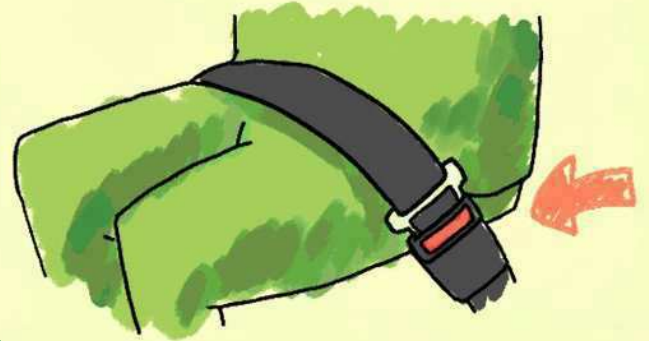
1

無資格運転の禁止



2

シートベルトの着用



3

歩行者と走行路の分離



4

旋回・走行時の安全確認



フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト
埼玉労働局長賞受賞作品 あさちかさん（さいたま市）の作品

主催：埼玉労働局
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会埼玉県支部
後援：株式会社埼玉新聞社



埼玉労働局